2　入札者もしくは落札者がない場合または落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争について公告をする事項）

第７条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

⑴　競争入札に付する事項

⑵　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

⑶　契約条項を示す場所

⑷　競争執行の場所および日時

⑸　入札保証金に関する事項

⑹　一連の調達事項にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等または特定役務の名称、数量およびその入札の公告の予定時期ならびに当該一連の調達契約のうちの最初の契約にかかる入札の公告の日付

⑺　申請の時期および場所

⑻　第12条に規定する文書の交付に関する事項

⑼　落札者の決定の方法

2　前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3　第１項の規定による公告においては、契約を担当する職員の氏名およびその所属する部店の名称ならびに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語またはスペイン語により記載するものとする。

⑴　調達をする物品等または特定役務の名称および数量

⑵　入札期日または申請の時期

⑶　契約を担当する職員の氏名およびその所属する部店の名称

（指名競争の公示等）

第８条　特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第６条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。

2　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件についても、するものとする。

3　前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号および第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

4　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

⑴　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項

⑵　契約の手続において使用する言語

（公告または公示にかかる一般競争または指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第９条　特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、または指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告または公示にかかる一般競争または指名競争に参加しようとする者から申請があったときは、速やかに、その者が一般競争参加者資格または指名競争参加者資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2　特定調達契約にかかる指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、指名競争参加者資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項に規定する事項および前条第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3　特定調達契約につき一般競争または指名競争にかかる資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第７条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4　第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（郵便等による入札）

第10条　特定調達契約につき、郵便または民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（技術仕様）

第11条　特定調達契約を締結する部店の部店長が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様または欧州連合もしくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

⑴　契約の対象である物品またはサービスの特性を定めるために適当なものであること。

⑵　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2　特定調達契約を締結する部店の部店長は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示においてまたは調達計画の公示もしくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

（入札説明書の交付）

第12条　特定調達契約につき一般競争または指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付する。

⑴　第７条または第８条第２項の規定により公告または公示をするものとされている事項（ただし、第７条第１項第８号に掲げる事項は除く。）

⑵　調達をする物品等または特定役務の仕様その他の明細

⑶　開札に立ち会う者に関する事項

⑷　契約を担当する職員の氏名ならびにその所属する部店の名称および所在地

⑸　契約の手続において使用する言語

⑹　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

⑺　その他必要な事項

（落　札）

第13条　特定調達契約を締結する部店の部店長は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

（随意契約によることができる場合）

第14条　特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

⑴　一般競争または指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合もしくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結にあたって実質的に修正されないことを条件とする。

⑵　他の物品等をもって代替させることができない芸術品または特許権等の排他的権利にかかる物品等もしくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

⑶　既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

⑷　当行の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合。

⑸　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約にかかる予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事にかかる追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。